



与謝野町立石川小学校 いじめ防止基本方針



平成 26 年5月

(令和元年 7 月改定)

与謝野町立石川小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける重大な人権侵害行為であるとともに、ときにはその生命に危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、近年の急速な情報技術の発展と携帯電話等の普及により、メール・ブログ等でのいじめやSNSでの誹謗中傷書き込み・仲間外しなど、深刻ないじめ問題が起こっています。

学校においては、全ての教職員がいじめについての基本認識や、いじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、校長のリーダーシップのもと、与謝野町教育委員会をはじめ各関係機関との連携を図りながら、家庭や地域社会の協力のもとに、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

石川小学校では、これまでもいじめの問題には、継続して取り組んできましたが、もう一度、組織を整理するとともに、いじめ防止対策推進法及び京都府・与謝野町いじめ防止基本方針を参酌し、「石川小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に向け、積極的にいじめ防止等の対策に取り組み、いじめを許さない学校づくりを進めていきます。

そして、すべての児童一人一人を大切にし、安心して学校生活をおくることができ、共に「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きる児童の育成を目指していきます。

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

(2) いじめの基本認識

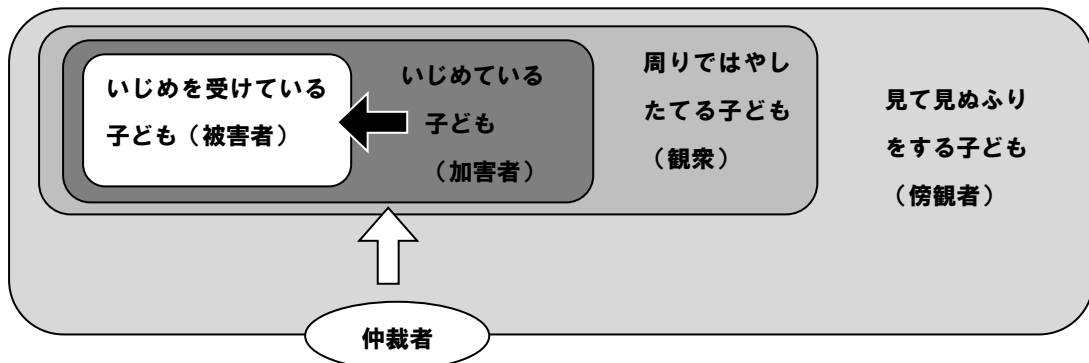
いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) いじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や文句、いやなことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる

(4) いじめの構造



2 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、その取組を検証し、問題発生時に、早急かつ的確に対応し、早期に解決を図るための体制を整備する。

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの早期発見及びいじめへの対処を実効的に行うため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置する。

【主な役割】

- ア 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成（研修計画等も含む）・実行・検証・修正の中核となる。
- イ 本校のいじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ウ いじめの相談・通報の窓口となる。
- エ いじめの疑いに関する情報（いじめアンケートや教育相談等の結果）や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催し、いじめ情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

【構成員】

- 校長
- 教頭
- 教務主任
- 生徒指導主任
- 特別支援教育コーディネーター
- 教育相談主任
- 養護教諭

※状況に応じて該当児童の担任等加えることとする。

3 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要である。

個々の児童の豊かな心をはぐくむとともに、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくることが大切である。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるための、年間を見通した予防的、積極的な取組を、計画的・組織的に取り組んでいくものとする。

(1) 学級経営の充実

ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめ（人権）アンケート」や「Q U」を活用したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。また、授業規律の確立と、分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置付け、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の涵養を図り、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じる心ができる心を育成する。

(3) 道徳教育の充実

道徳の時間を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者との関わり方や規範意識を育成する。

(4) 体験活動の充実

各教科等における他者、社会、自然との直接的なかかわりによる体験活動を充実させるとともに、ボランティア活動や福祉体験、就労体験等を積極的に実施することで、自己存在感をもち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立てた充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成する。

(5) 「ことばの力」の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、感じる・伝える・考える「ことばの力」の育成を意識したあらゆる取組を展開することで、児童の認識力・思考力・判断力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童を育成する。

(6) 児童の主体的な活動の充実

児童会活動等で、いじめ根絶に向けた児童主体の取組を積極的に実施することで、児童のいじめ根絶に対する意識の向上を図る。

また、異年齢集団による活動のなかで、協力することを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(7) 未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を定期的に検証するなど、P D C Aサイクル（3年の経過を目途）による計画的な取組を進める。

(8) 家庭・地域社会との連携

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をHPや学校・学級だよりを使って、広く広報に努める。

4 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。

しかし、いじめは教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすく、エスカレートしやすいものである。そのことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目をもつための取組を充実させていく。さらに、保護者や地域社会と連携をして、情報を収集する等の取組に努める。

(1) いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「記名式アンケート」を定期的に実施する。

- ・実施時期 6月 11月
- ・実施内容 いじめアンケート等を活用
- ・把握したいじめについては、適切な対応を行うとともに、3か月後に追跡調査を行い状況に応じて指導する。

(2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの児童との信頼関係づくりをすすめるため、児童と向き合う時間の確保に努める。

児童がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談することでいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払う。

さらに、日頃から「いじめられた児童を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を児童に伝えることで、相談しやすい環境をつくる。

(3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、いじめアンケートの結果を踏まえた上で、すべての児童を対象とした教育相談を実施する。

- ・実施時期 アンケート実施後
- ・実施方法 個別面談形式

(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員がいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気づき」の力を高める研修等を計画的・定期的の実施する。

また、「いじめのサイン発見チェックリスト」や「教職員の振り返りチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努める。

(5) 家庭や地域社会との連携

学校がいじめに関する基本方針やいじめに対する取組等を、PTAの各種会議等に

において情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力していじめ問題に対応していく。

また、保護者対象のいじめに関する研修会や講演会を実施するなどして、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらおう。

さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、HPや学校だより等で行うことで、地域社会の関心を高め、地域社会ぐるみでいじめ問題に対応していく。

(6) 関係機関との連携

日頃から教育委員会をはじめとする関係諸機関との連携を図り、協力していじめ問題に取り組んでいく。

5 いじめへの対応

(1) 初期対応

ア 直ちにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応する。

イ いじめを受けた児童やいじめを通報してきた児童の安全を直ちに確保する。

(2) 事実の確認

ア 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。

イ 事実確認の際には、児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ウ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。

エ いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童をきめ細かく観察し、周辺の状況等を客観的に確認する。

(3) 対応方針の決定及び指導

ア 対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。

イ いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。

なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応する。

ウ いじめを受けた児童へは、必ず解決できるという希望を持つことを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努める。必要がある場合は、いじめた側の児童を別の教室等において学習させる等の措置を行う。

エ いじめた側の児童に対しては、いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児童の背景にも目を向けながらも「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。また、加害行為に至る背景（勉強や人間関係等のストレス）が関わっていることを踏まえ、一人一人を大切に

授業作りや集団作りを進めていく。

オ その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

(4) 保護者との連携

ア いじめを受けた児童の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えるとともに、適宜連絡を密に取る。

イ いじめた側の児童の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

また、当該児童の変容を図るために、家庭とともに今後の関わり方等を一緒に考える。

(5) 関係機関等との連携

ア いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。

イ 関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の連携を図る。

ウ いじめを認知した場合には、適宜、与謝野町教育委員会に報告する（重大事態以外は月例報告）。

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要だが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行う必要がある。

【学校が取り組むべきこと】

ア 児童に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけではなく、道徳の授業や各教科の指導の中でも積極的に取り扱うこととし、指導した内容については、通信等を通じて保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。

イ ネットいじめ防止に関する情報や協力依頼を、PTAの各種会議等で積極的に広報するとともに、PTAと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。

【家庭に協力を依頼すること】

ア 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。

イ 特に、携帯電話・スマートフォンを持たせることの必要性については、家庭におい

て十分検討してもらおうよう啓発を行う。

(2) ネットいじめの早期発見・早期対応

ネットいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つである。そのために、学校における児童一人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気付きを促す取組が必要とされる。

【学校が取り組むべきこと】

ア いじめアンケートに加え、ネットいじめに特化したアンケート等を実施することで、児童の状況を把握し、対策を検討する。

イ ネット上の書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等については、保護者や関係機関と連携して対応する。また、場合によっては、保護者同意のもとに証拠保全を行う。

ウ 具体的な対応方法について研修する。

【家庭に協力を依頼すること】

家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付けるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

・「いじめにより」とは

各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめであることを意味する。

・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

・「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続

して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

(2) 重大事態発生時の対処

ア 万一いじめによる重大な事態が発生した場合には、速やかに与謝野町教育委員会へ報告する。

イ 重大な事態が発生した場合は直ちに与謝野町教育委員会へ報告し、調査を実施する主体（当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む）等を協議する。学校が調査を行う場合は、いじめ対策委員会を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

また、その際実施するアンケート等の結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校児童及びその保護者に説明する。

ウ 調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

エ いじめを受けた児童及びその保護者に対する調査結果の提供は、与謝野町教育委員会と連携して適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。

オ 情報提供に際しては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。